

第5章 計画の推進方策

地域・職域・学域保健の連携による健康づくりの推進

県民誰もが、社会的な健康支援を各ライフステージで分断されたり、途切れたりすることなく、生涯を通じて切れ目なく支援を受けることにより、健康の保持・増進が図られるよう、地域保健、職域保健及び学域保健の連携体制のもとに、行政機関、事業者、医療保険者及び教育機関等の情報の共有化や保健事業の連携・協働による総合的な健康づくりを推進します。

1 地域・職域・学域保健の連携体制

- 行政機関や関係団体、学識経験者等で構成する「健康かごしま21推進協議会」、同協議会の専門部会である「地域・職域・学域連携推進委員会」及び地域単位の組織として地域・職域・学域連携の機能を有している「健康かごしま21地域推進協議会」を設置し、具体的な連携方策の検討や協働事業の実施を推進します。

学校保健との連携強化

ほとんどの都道府県では、「地域・職域連携推進協議会」が設置されていますが、本県では、子どもの頃からの健康づくりが重要であり、学校保健との連携は不可欠であるという認識に立ち、学校保健も含めた連携体制を構築するため、地域・職域・学域保健の連携組織（「地域・職域・学域連携推進委員会」、平成18年～）を設置しています。

2 地域・職域の連携

- 青壯年期の生活習慣病の予防やメンタルヘルス対策には、職域における健康づくりの取組が極めて重要であり、効果的です。このため、平成18年度から「職場の健康づくり賛同事業所」を募り、健康情報の提供や健康グッズの貸出等により、その健康づくりの取組を支援しています。また、特に積極的に取り組む事業所をモデル事業所として指定し、個別の支援を行っています。
- 今後、賛同事業所の拡大やモデル事業所に対する支援を更に進めるとともに、これらのうち先進的な取組を県のホームページ等で積極的に紹介し、他の事業所への波及に努めます。
- また、事業所の健康づくりの支援に当たっては、市町村、鹿児島労働局、医療保険者、鹿児島産業保健総合支援センター、地域産業保健センター及び商工関連団体等と連携を密に図ります。

3 地域・学域の連携

- 小児期から健康な生活習慣の定着を図ることが、将来にわたる疾病予防に重要なことから、県・市町村教育委員会、学校、PTA、学校医、及び学校薬剤師等学校関係者と連携し、健康教育を推進します。
- また、栄養士会や食生活改善推進員協議会、NPO等、地域で活動している健康関連団体の協力を得て、学校を核とした子ども向けの取組に、生活習慣病の危険度が高い青壯年層である保護者も巻き込み、学校・地域・家庭が一体となった健康づくりの推進を図ります。